

宿泊税に関する事業者説明会での質問及び回答一覧

○税率について

質問	回答
<p>現在2万円未満が一律ですが、1万円100円の段階創設をお願いします。</p> <p>それで足りなくなったら、各段階で100円アップすれば良いのではないのでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・以前に行った町内事業者アンケートでは、税額200円程度であれば影響が少ないとのご意見が多かったことや、町内に宿泊される方がもたらす影響（ごみ処理など）の課題解決と魅力的な観光地として継続していくための財源確保のため現在の税額を設定しました。 ・課税の公平性の観点から宿泊料金にかかわらず、宿泊するみなさんからご負担いただくことが望ましいと考え、免税点は設けないこととしました。 ・長期滞在される方への配慮については、いただいたご意見として12月議会への条例案提出まで更に検討をすすめます。 ・一律定額で有効な財源を確保するためには、相当高額な税額の設定となること、物価変動や観光地の質の向上による宿泊料金単価の上昇を税収に反映できないことから、一律定額制とはしませんでした。 ・定率制の方が税の公平性があるという考えは変わっておりませんが、現在得られている情報から北海道が定率制となることはない判断し、定率と定額が混在すると大変複雑になってしまうので今回の提案となりました。
<p>定率2%とあまり変わりのない定額制です。</p> <p>譲歩案として、100円、200円の2段階の段階定額制を提案いたしましたですが、ご検討いただけたのでしょうか。</p>	
<p>宿泊税については、反対です。</p> <p>妥協案として定額制を希望しますが、4段階は多すぎと感じます。</p> <p>段階的に2段階ぐらいが妥当だと思います。</p>	
<p>工事関係者が多く、観光客はほとんど来ない。長期間宿泊する方が多いので、税金だけで高額となり、客が来なくなる。</p> <p>免税点設けてもらわないと、営業継続できない。</p>	
<p>人材不足なので税金の計算はシンプルの方が良い。払える人が払うように、低額料金は免税にして、高額料金の方からもっと多くもらってもよい。</p>	
<p>200円という税額は低価格帯の料金の場合定率2%より高額になる。自分の事業所は素泊まり5,000円程度なので、税率にすると4%になる。お客様の中には宿泊料金から税額を割り返し、税率を計算する方も出てくる。なぜこのような仕組みになったのか宿泊事業者がお客様に説明できるような回答などを町が用意すべき。個人的には一律定額が望ましいと思っている。一律定額なら、1泊1,000円でも1,500円でも良いと思っている。なぜなら宿泊客全員が一律に負担するものと説明できるから。</p>	
<p>北海道でも今後課税され、ダブルの宿泊税でニセコは高いというイメージで離れていく人が増えると思います。</p> <p>税金の公平性は定率と説明会で言っていたように、納得出来る落とし所の金額を考えて下さい。</p>	
<p>税の公平性、国際性、倶知安町と同様にとということで、定率制導入の説明をされていたが、段階定額制は問題ないのか。</p>	
<p>定率制に戻す可能性はないか。</p>	
<p>倶知安町でも施設があり宿泊税納入しているが、定率制の方が分かりやすい。宿泊料金が大きく違っても税額同じというのはおかしい。</p>	
<p>必要経費がいくらで、何割が税収で賄えるのか。</p>	<p>現在想定している観光課題解決にかかる年間経費が約2.5億円です。変更案の段階定額制で約1.7億円の税収と試算していますので、約7割を税収で賄えることとなります。</p>

○導入スケジュールについて

質問	回答
宿泊税を導入したい理由は理解しているが、今は最適なタイミングではない。	町では8年前から新税導入の検討を進めてきました。観光の課題は緊急に対応すべきものが多く、課題解決の財源確保のため宿泊税の一刻も早い導入を目指します。
北海道の宿泊税導入より早く進めてほしい。一気に二重だと負担感が大きい。	
宿泊税導入は周りに流されていないか、本当に税収が必要なのか。	
北海道と足並みそろえることはないのか。	
導入日が正式に決まるのは何か月前になるのか。	条例案の議会可決後、総務大臣の同意を得て、導入となります。総務大臣同意から導入日まで6か月以上は確保するよう指導されていますので、予約されるお客様、事業者のみなさんに配慮して導入日を決定します。
すでに来シーズンの予約が入っている。予約後に導入となった場合でも課税対象となるか。また、宿泊税導入を理由にキャンセルされた場合、補填してもらえるか。	予約が導入日前でも導入日以後からの宿泊であれば課税対象となります。宿泊税を理由にキャンセルされた場合の補填は難しいと考えますが、適正な準備期間を設けます。
議会で条例案が可決した段階で情報提供してもらいたい。	条例案が議会で可決された場合、宿泊事業者の皆様宛に制度概要を記載した文書を送付します。

○特別徴収方法について

質問	回答
1名でも3名でも変わらない一泊料金を設定している。1名様で宿泊の場合は一泊料金そのままの税額で、3名様で宿泊の場合は、一泊料金を3で割った料金に対しての、当てはまる税額をいただく形になるのか。	1人1泊あたりの宿泊料金に応じて税額が決まりますので、ご推察のとおり3名様で宿泊の場合は、一泊料金を3で割った料金に応じて1人あたりの税額をいただくこととなります。
Airbnbの日本のサイトは現状、宿泊税を料金設定の項目に追加できる仕様にはなっていない。予約確定後に宿泊税を追加で請求することも、外国人のゲストも多いので直接現金でいただくことも難しい。予め宿泊料金に宿泊税を上乗せして料金設定をし、その中から宿泊税を支払うという認識でよいか。	サイトによって違いがあるかと思いますが、宿泊料金に宿泊税を上乗せして設定する、宿泊税として別途設定する、宿泊税だけ現地で納付してもらう、いずれかの方法でお客様から徴収いただき、特別徴収義務者である事業者様から宿泊税を納入してもらいます。具体的な方法について、先行自治体から情報収集するなどしてご案内いたします。
予約サイトに掲載する場合、宿泊料金に宿泊税を上乗せすると、多少だが手数料増えてしまう。	宿泊税を上乗せした場合や現地でのカード決済の手数料増加分はご負担をお願いしてしまうこととなりますが、事務負担への支援として宿泊税納入税額に応じた交付金を交付する制度を検討しています。
宿泊料金はWEB決済で宿泊税だけ現地でもらう場合、カード決済の手数料はどうなるのか。	
1棟貸しなので、定額の場合1人当たりの宿泊料金を計算するのが面倒。	ご面倒おかけしますが、お願いします。税額計算についてご心配な点等ありましたらご連絡ください。
申告納入は毎月役場に行かないといけないのか。	納入税額が一定額以下の事業者については、3か月分ごとの申告納入とすることができる特例を設けています。
お客様に課税対象の宿泊料金を提示しなければならないか。	先行自治体のQ&Aでは「宿泊税の名称と税額を表記してください。」としている自治体が多いので、課税対象の宿泊料金を提示する必要はないと想定しています。
子供、乳幼児も課税対象なのか。	宿泊料金が発生する場合は年齢にかかわらず課税対象となります。

○使途について

質問	回答
お客様にしっかり説明するために、税収ありきではなく事業者も理解できるよう、使い道を具体的に示してほしい。	<p>・宿泊税の使途について、地域交通の充実など6つの柱を想定しております。変動する観光課題・需要に応じて、ご負担いただく宿泊者、事業者のみなさんが改善を実感できるよう柔軟に検討していきます。具体的な使い道は観光審議会などで議論いただくとともに、税収額と使用額の公表など、プロセスの見える化・共有化を実施していきます。</p> <p>・観光客の増加により増えた経費を町の予算で負担している部分について、宿泊税の税収を充てることで教育や福祉に充てられる予算が増え、ニセコ町全体が良くなり観光客の地域貢献に繋がると考えます。また、地域交通が充実すれば、ニセコ町にお住まいのみなさんのくらしやすさの向上にも繋がると考えています。</p>
除雪の頻度増やす、排雪場所を増やす、交通手段の充実などに使ってもらいたい。	
宿泊税導入の前後で明確に目に見える改善となるように活用してもらいたい。	
観光客にも地域貢献してもらおうという意味で、観光振興だけでなく、ニセコ町全体が良くなる施策に使ってもよいのでは。	
観光客の増加で恩恵を受けるのが宿泊施設やリゾートだけであってはならないと考えます。観光業に直接関わっていない人も含めて、街全体が観光からメリットを受けられるようにすべきだと思います。	

○その他

質問	回答
お客様が納得出来るような説明文と領収証を作ってください。 何も無いとお客様から宿泊税をお預かりしづらいです。	宿泊税説明用の広報資料（ポスター、チラシ等）を作成します。領収証については各施設の様式に宿泊税の名称と税額を表記していただくこととなります。
素泊まり料金を算出して税額決定するため、システム改修が必要になる。改修費用の補助をお願いしたい。導入時期がずれるとシステム改修が二回必要になり、改修費が増えてしまう。	改修費全額とはならないかもしれませんが、システム改修に対する補助は検討しております。また、北海道の宿泊税導入に伴う改修が必要な場合もあるかもしれませんが、道庁でもその対応は検討しているようです。
入湯税と二重と感じる。	そのように感じるお客様も多くいらっしゃると思います。宿泊税の必要性をしっかり説明いただけるように努めます。
我々関係の意見を聞く機会は無かったのだろうか。あまりに強引に感じる。	5月の説明会で定率制での宿泊税導入についてたくさんのご意見をいただき、その後も個別に事業者の方との意見交換や町議会、観光審議会などで協議しました。北海道の検討状況により段階定額制への変更、税額の検討を行い、今回の提案としました。説明会でのご意見はしっかり受け止め、町として最終案を12月議会に提出します。
町の姿勢や報道を見ると、決まったことのように感じる。	
本日の説明会后、12月定例会まで町でどのように検討するのか。	
なぜ宿泊客だけが負担させられるのか。宿泊以外の観光客にも負担させる制度が本来は望ましいのではないか。	宿泊されるみなさんは日帰り観光客よりニセコ町のまちづくりにかかわる度合いが多いこと、宿泊という行為に課税することで対象者が容易に特定できるため、宿泊税が適正と判断しました。
観光由来で増えた行政コストの額を示してほしい。	行政コストのうち観光由来のみを切り出すことは難しく、観光由来増加分の具体的な額をお示しすることはできません。ただ、いくつか具体例をお示しすると、この約10年でごみ処理にかかる費用が約4割増加した一因として、観光客が約3割増加したことが考えられますし、冬季に主に観光客向けに運行している周遊バスはおよそ5年で諸経費が約1億円かかっているところ です。